

2. 地区整備計画

		地区施設の配置及び規模	歩行者連絡通路 幅員約4m、延長約10m (地区施設位置図のとおり)	
		地区の区分	名称	A地区(施設整備地区)
			面積	約0.3ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。  (1) 建築基準法別表第2(り)項に掲げるもの。 (2) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号(勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものは除く) (3) 個室ビデオ店及びインターネットカフェ等(大阪府建築基準法施行条例第7条第1項第7号イ及びハに掲げるもの) (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第五号に係るもの (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条六項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係るもの (6) 工場(建築基準法施行令第130条の5の2第四号に定めるものを除く) (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 畜舎(店舗に附属するもので床面積が15㎡以下のものは除く。) (9) 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げるもの (10) 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二条第五項の届出住宅	次に掲げる建築物は建築してはならない。  (1) 住宅 (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) 建築基準法別表第2(り)項に掲げるもの。 (4) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号(勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものは除く) (5) 個室ビデオ店及びインターネットカフェ等(大阪府建築基準法施行条例第7条第1項第7号イ及びハに掲げるもの) (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第五号に係るもの (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条六項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係るもの (8) 工場(建築基準法施行令第130条の5の2第四号に定めるものを除く) (9) 倉庫業を営む倉庫 (10) 畜舎(店舗に附属するもので床面積が15㎡以下のものは除く。) (11) 建築基準法別表第2(と)項第4号に掲げるもの (12) 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二条第五項の届出住宅

	建築物の敷地面積の最低限度	2,000 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下、外壁等という）の面から道路境界線までの距離は2 m以上とする。</p> <p>2 計画図中の壁面の位置の制限A部分においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下、外壁等という）の面から道路境界線までの距離は、高さ（前面道路の路面の中心からの高さによる。この欄においては以下同じ。）16 mを超える部分は6 m以上（16 mを超える部分において、壁面位置の制限により建築できない部分の水平投影面積以上の建築物がない部分の水平投影面積を確保できる場合を除く。）とする。</p> <p>3 計画図中の壁面の位置の制限B部分においては、建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離は、高さ16 mを超える部分は3 m以上（16 mを超える部分において、壁面位置の制限により建築できない部分の水平投影面積以上の建築物がない部分の水平投影面積を確保できる場合を除く。）とする。</p> <p>4 第1項から第3項において、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 地区施設を形成する外壁等</p> <p>(2) 物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5 m<sup>2</sup>以内であるもの</p>	—
	建築物等の高さの最高限度	40m ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合	22m ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合

			においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しない。	においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しない。
--	--	--	--------------------------------------	--------------------------------------

「区域は計画図表示のとおり」